

参考資料：平成28年度予算における地方消費税交付金の使途について

平成26年4月1日より消費税率（国・地方）が5%から8%へ引き上げられたことに伴う地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。平成28年度柏市一般会計予算における地方消費税交付金の充当状況は、以下のとおりです。

【歳入】

(単位：千円)

地方消費税交付金	6,500,000
(うち社会保障財源分)	2,676,470

【歳出】

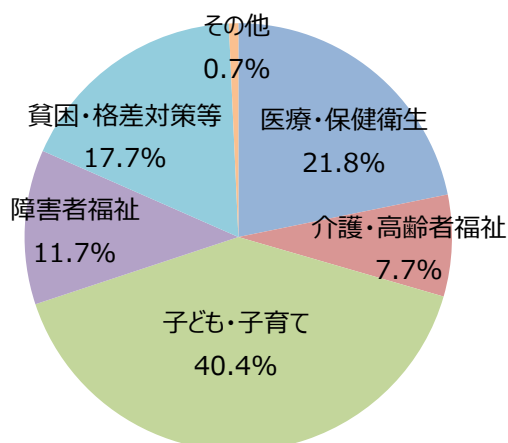
(単位：千円)

分野	社会保障施策に 要する経費 (※1)	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国・県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (※2)	左記以外
1 医療・保健衛生	11,500,594	2,954,990	0	196,695	840,699	7,508,210
2 介護・高齢者福祉	4,088,622	372,112	126,800	13,022	360,157	3,216,531
3 子ども・子育て	21,340,962	9,534,035	0	2,248,244	962,519	8,596,164
4 障害者福祉	6,154,482	3,384,827	0	124,955	266,310	2,378,390
5 貧困・格差対策等	9,343,121	7,248,938	0	243	210,851	1,883,089
6 その他	358,576	1,711	0	7	35,934	320,924
合計	52,786,357	23,496,613	126,800	2,583,166	2,676,470	23,903,308

※1 事務職員の人件費、一般事務経費、事務費充当分に係る特別会計繰出金など、一部経費を除いて計上しています。

※2 地方消費税交付金は、各事業費から特定財源を除いた額で按分して充当しています。

【社会保障施策に要する経費の構成比】



【各分野の主な経費】

医療・保健衛生

- ・国民健康保険事業特別会計繰出金
- ・療養介護給付費負担金
- ・後期高齢者医療事業特別会計繰出金

介護・高齢者福祉

- ・介護保険事業特別会計繰出金

子ども・子育て

- ・児童手当
- ・私立保育所負担金・補助金
- ・児童扶養手当

障害者福祉

- ・介護給付費・訓練等給付費等

貧困・格差対策等

- ・生活保護費